

令和元年度 第1回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和元年7月18日
東京都福祉保健局

(午後 2時00分 開会)

○環境保健衛生課動物管理担当 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、環境保健衛生課統括課長代理の松本でございます。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議事に先立ちまして、動物愛護管理専門課長の田島から、ご挨拶を申し上げます。

○動物愛護管理専門課長 東京都健康安全部動物愛護管理専門課長、田島でございます。

本日は、ご多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和元年度第1回東京都動物由来感染症検討会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、さる5月、都外で感染したと推定されるSFTS患者の発生届が、都内の医療機関から提出されまして、都における初の患者発生報告例となりました。動物由来感染症につきましては、発生を未然に防止するための都民への啓発及び実際に健康被害が発生した際の迅速な対応が何より重要です。

本会議は、動物由来感染症調査研究事業の進め方、動物由来感染症調査結果の活用等につきまして、ご検討いただくため、設置されております。

今回は、平成30年度調査事業の最終報告及び今年度の事業計画につきまして、皆様のご討議をお願いいたします。皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言をもとに、より効果的な調査等を実施することによりまして、今後の都の動物由来感染症対策を充実していきたいと存じます。

本日はよろしくをお願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

表紙の次に検討会名簿がございますのでごらんください。

初めに、委員に交代がございましたので、ご紹介いたします。これまで委員にご就任いただいております大西委員がご退職されましたので、新たな委員にご就任いただいております。

北療育医療センター院長、味澤委員です。

○味澤委員 味澤です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 公益社団法人東京都獣医師会危機管理室感染症対策セクション長、佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 国立感染症研究所獣医科学部第一室長、今岡委員です。

○今岡委員 今岡です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 健康安全研究センター微生物部長、貞升委員です。

○貞升委員 貞升です。よろしくお願いいたします。

なお、西多摩保健所保健対策課長、源委員におかれましては、到着が少々おけるとの連絡がありましたので、到着されましたら改めてご紹介させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。出席者のみ紹介させていただきます。

中坪感染症対策課長です。

- 感染症対策課長 中坪です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 横山健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長です。
- 健康安全研究センター微生物部研究科長 横山です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 宗村健康安全研究センター企画調整部副参事研究員です。
- 健康安全研究センター企画調整部副参事研究員 よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 久保田健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 長島健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 長島です。よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 小林健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部研究員 よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 木村環境保健衛生課長です。
- 環境保健衛生課長 木村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 田島動物愛護管理専門課長です。
- 動物愛護管理専門課長 よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 近藤動物愛護相談センター所長です。
- 動物愛護相談センター所長 よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 高橋動物愛護相談センター多摩支所長です。
- 動物愛護相談センター多摩支所長 高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 石本動物愛護相談センター統括課長代理（業務担当）です。
- 動物愛護相談センター業務担当 石本です。よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 小澤動物愛護相談センター多摩支所統括課長代理（監視第一区担当）です。
- 動物愛護相談センター多摩支所監視第一区担当 小澤です。よろしくお願ひいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 田中動物愛護相談センター城南島出張所長です。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 田中です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 高田環境保健衛生課課長代理です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 高田です。どうぞよろしく願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 続きまして、資料等の確認をいたします。

お手元には、議事次第、資料一覧、委員名簿、座席表をお配りしております。不足等は、ございませんでしょうか。あわせて本日の資料及び参考資料につきましては、ペーパーレス取り組み推進のため、机上のタブレット端末に入れております。本日使用する資料は、既に端末画面に表示のほうしております。画面を右にスワイプすると、次のページを表示することができます。戻るときは、左にスワイプしていただければと存じます。なお、画面の左上にございます「ファイル一覧」というボタンを押していただければ、過去5年分の検討会の資料が全て表示されますので、適宜ご参考にしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長をお願いいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかっております、健康安全研究センターの貞升でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度、事務局からご説明をよろしく願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境保健衛生課の高田でございます。それでは、座ったままで失礼させていただきます。

本検討会は、原則として公開となります。また、資料及び議事録でございますが、こちらについても原則公開することとなっております。あらかじめ、ご承知おきいただきたいと存じます。

この会議については、ホームページにて会議の案内を告知させていただいております。なお、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきたいと思っております。

次第に沿いまして、本日の議題1、平成30年度動物由来感染症調査実施結果について、(1)から(4)までの事項について、資料は1から4ですが、事務局からの報告を受け、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

では、事務局から、調査結果について、ご説明をよろしく願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、私から資料に沿って説明させていただきます。

平成30年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果について、説明をします。資料は、資料1-1と資料1-2という部分になります。タブレットのほうはよろしいでしょうか。

資料1-1のほう動物取扱業の種別「販売」、いわゆるペットショップにおける調

査結果になります。調査対象ですが、都内で「販売」の登録を受けている第一種動物取扱業者のうちの8施設を対象としまして、そこで販売されている犬54頭、猫15頭、合計69頭について病原体保有実態調査を行いました。詳細の内訳については、資料をごらんください。

調査の実施期間については、資料のとおりです。

4の検査項目及び検査方法ですが、まず飼養実態調査については、飼養状況等についての聞き取りを行いました。

それから、病原体保有状況調査ですが、検査項目、それから検査方法については、表1にありますとおりです。

5番の実施機関ですが、(2)の検査実施機関、こちらは健康安全研究センターに検査を依頼しております。タブレットを進めてください。

6の結果ですが、調査した8施設のまず飼養管理状況は、表2のとおりです。施設のC、F、Gの一部に体調不良のものが含まれております。

それから、(2)の病原体保有状況調査のほうですけれども、まず表の3が糞便検査結果になります。陽性となった項目は、表にありますとおり、病原大腸菌E T E C、E P E C、それからジアルジアといったところが検出されています。

なお、検出されたジアルジア16検体の血清型は、全てC、D、Fのいずれかでありました。

次のページにいきます。

被毛の検査結果ですが、こちらは表4にまとめてありまして、犬・猫それぞれ2検体ずつ皮膚糸状菌が検出されております。

(3)の陽性個体への対応状況ですが、これらが確認された各施設において、獣医師による診察、治療等が行われております。再検査についてもご案内をしましたが、再検査の希望はございませんでした。

以上が資料1-1に関する説明になります。

続きまして、資料1-2に進みます。こちらは種別、展示における調査の結果になりまして、対象としては具体的には、動物園のふれあい展示に供されている動物についての調査になります。

2番の調査対象は、動物園A及びBにおいて、ふれあい展示に用いられている動物の糞便を対象に調査を行っております。

3番に対象施設別の検体数の詳細が書いてあります。頭数に比べて検体数が多いのですが、1頭について再検査等行っていますので、延べ検体数のほうが頭数を上回っております。

調査期間については、ごらんとおりです。

5番の検査項目及び検査方法については、表1のとおりになりますので、そちらをごらんください。

6の実施機関ですが、こちらも健康安全研究センターの各研究室に検査を依頼しております。

続きまして、7の結果ですが、下の表に沿って、結果を説明していきたいと思います。表の2-1をごらんください。

こちらが動物園Aにおける病原体の保有状況調査結果になります。見ていただくとヤギ3頭中3頭、それからヒツジ2頭中2頭から病原大腸菌EHECが検出されています。

ページを進めてください。

表の2-2ですが、こちらは動物園Aにおける個体ごとのEHECの消長を示したものになります。まず、5月15日に最初の検査を行いまして、その結果を受けて、まず1回目の治療を全頭に対して行っています。治療については、また後ほどご説明をいたします。その後、再検査、再再検査、再再再検査とやっているんですが、ヤギNo. 1については、最初の検査で陰性だったのが、投薬後にプラスになるなど、治療して全てが陰性になるというきれいな結果にはなりませんでした。ヤギNo. 1については、6月20日の再再検査の後に、もう一度治療を行って、陰性を確認しております。

続きまして、その下の表3-1ですが、こちらは動物園Bにおける調査結果です。ヤギ4頭検査しまして、4頭中4頭で病原大腸菌EHECが検出されております。

こちらの表の3-2になりますが、同様に1回目の検査が終わったところで治療を行いまして、その後、再検査、再再検査、再再再検査というふうに検査をしています。こちらでもやはり、最初の検査の後に、全頭治療をしているんですが、マイナスだったNo. 4がプラスになってしまうなど、なかなかきれいな結果にはなりませんでした。6月21日の再再検査、ヤギNo. 2が陽性になったことを受けて、この個体のみもう一度治療をして、その後の検査で陰性を確認しております。

次のページに進んでください。

表の4ですが、検出されたEHECの菌株の血清型と毒素産生試験の結果になります。ごらんのとおりになります。

それから、表の5ですが、こちらは取れた菌株の薬剤感受性試験の結果ですが、試験に供した全ての薬剤に対して感受性を示していました。

次のページにいけます。

調査結果への対応ですが、陽性であった動物については、ガイドラインに基づいた対応を各動物園の自主管理措置として行いました。

具体的な部分ですが(1)のEHEC陽性個体への対応という部分です。A、B動物園ともにEHECが検出されていますので、これらについては、抗菌剤、エンロフロキサシンを皮下注射にて5日間投与し、整腸剤をあわせて経口投与して行いました。

このページの下に図の1-1というのがありまして、こちらが治療の結果になります。これを見ていただくと、先ほどの説明と重複する部分もあるんですが、1日目の検査結果を受けまして、16日目のところですね。全頭に対して治療をしております。その後、

検査を繰り返し、42日目のところでヤギNo. 1のみ、もう一度治療を行っています。最終的にNo. 1の陰性を確認して終了というような経過になっております。

ページをめくってください。続きまして、図1-2の動物園Bのヤギの治療経過という部分です。

こちらにもAと同じように、1回目の1日目の検査結果を受けまして、7日目というところになりますが、同居のヤギ全てに治療をしました。その後、再検査、再再検査をしまして、28日目のところですが、ヤギNo. 2に対して再度治療を行い、最終的にはNo. 2の陰性を確認して対応を終了しております。

除菌確認プログラムというのが、その表の下にあるのですが、今回、私たちが用いたプログラムですが、参考としているのが厚労省の手引きになりまして、これは本日の参考資料3として添付をしておりますので、後ほど、ご確認いただければと思います。この中の抗菌剤治療ですとか、陰性確認という部分を参考にしたものになります。

(2)の動物と接触する人に対する注意喚起の部分ですが、今回、A動物園では、手洗い設備が破損で使用不可の状態でした。また、B動物園では、手洗いがあるものの、注意喚起については口頭のみで看板等のご案内をしていなかったということでしたので、手洗いを整備することや注意喚起の看板の設置等を動相センターのほうから助言、指導を行っております。

取扱業の調査については、以上になります。

それでは、資料2に続いてしまっていないでしょうか。タブレットを進めていただいて、資料2を出してください。

こちらのほうですが、動物病院に協力をさせていただいて実施する二つの調査から成る事業になります。

二つの調査、一つは、モニタリング調査というもので、動物病院での診断状況、通常の診断状況ですね、それを報告していただいて取りまとめるもの。それから二つ目がサンプリング調査で、こちらは動物病院に来院した動物から検体を採取して、ターゲットとしている病原体の保有状況を積極的に調査するというようなものになります。

2番に事業概要の簡単なフロー図があるのですが、こちらを見ていただくとおわかりのとおり、事業の一部を東京都獣医師会に委託して行っています。それから検査につきましては、民間の検査機関、それから必要に応じて健康安全研究センターで実施しております。

まず、1のモニタリング調査の部分からご説明をします。

実施期間等は資料のとおりです。調査対象とする由来感染症の項目ですが、犬と猫で最後の1行のところ違ってしまっていて、犬にのみ犬ブルセラ症が入っています。そして、猫にのみトキソプラズマ症という項目が入っております。

次のページにってください。

調査方法ですが、指定動物病院20病院における月ごとの診察頭数と感染していると

診断した頭数の報告を受けるといった方法で行っています。

次に、サンプリング調査ですが、実施期間、検体数等は資料のとおりです。調査対象とする病原体と調査方法についても、こちらにある表のとおりになっています。

調査方法ですが、病原体定点としている6病院から検査機関に検査を依頼していただき、その検査結果の報告を受けるといった形で集計をしています。

続きまして、調査結果になります。まず(1)のモニタリング調査ですが、実施の頭数とその内訳細かい部分は資料のとおりです。区部と多摩とそれぞれ分けて記載しております。

アの犬の診断状況ですが、表1のほうにその内訳を記載しております。

1ページめくっていただくと、総計という部分がありまして、ここを見ていただきますと、陽性となっている項目が皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症、ジアルジア症、瓜実条虫症が検出をされておりますが、検出率としては余り高くないようなパーセントになっています。参考として29年度の分もおつけしています。

次に、イの猫の診断状況ですが、こちらの結果が表2になりまして、これも最終的な総計が次のページにまとめてあります。

猫は、トキソプラズマを含む全ての項目で陽性検体がありました。特にトキソプラズマ症については、前回の検討会でもご報告させていただいているところですが、こちらは、臨床症状やトキソプラズマの抗体検査32倍という結果、そして、治療反応からトキソプラズマ症と判断したと佐藤委員からお聞きしているところです。

(2)のサンプリング調査のほうですが、こちらの検体数や内訳等はごらんのとおりでして、表が次のページになります。表の3をごらんください。

見ていただきますと、黄色ブドウ球菌が犬で1頭検出されています。あと、検出率が高いのは大腸菌ですが、O抗原までやっていると、O抗原陽性となった検体は全体の10%台というところでした。サルモネラから右側の部分は検出されていません。こちら29年度も同じ項目でやっているんですが、サルモネラから右側については29年度もゼロでした。

表4のほうに、取れた菌株の毒素産生性試験の結果を記しています。こちら見ていただくと、陽性だったのがEPECの1検体ということでした。29年度は、ここまでできたのはゼロでありました。

次のページにいきます。

表の5になりまして、取れた菌株の薬剤感受性の結果ですが、供した全ての薬剤に対して感受性を示しております。

表6のほうですが、こちら黄色ブドウ球菌が1検体取れたと申し上げましたが、こちらの型別と毒素産生性の結果になります。備考に書いてありますが、メチシリン耐性ということでした。

動物病院の調査は以上になります。

- 貞升座長 一旦、ちょっとここでとめさせていただきます。事務局どうぞ。
- 環境保健衛生課動物管理担当 すみません、大変恐縮ですが、源委員の方が到着されましたので、ここでご紹介させていただきます。西多摩保健所保健対策課長の源委員でございます。
- 源委員 源です。よろしくお願いします。
- 貞升座長 結構、盛りだくさんなので、一旦ここで切らせていただいて、ご意見等をいただきたいんですけども、まず、販売業に関しては犬・猫ですね。展示に関しましては、ヤギ、ヒツジ、アルパカについての結果。それから、動物由来モニタリング事業の結果でございます。資料に関しましては1-1と1-2、それから2でございます。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。
- 今岡委員、どうぞ。
- 今岡委員 まず、最初の取扱業のところですけども、検査結果で陽性と出ているものについて、以前は施設別の詳細の表があったと思うんですが。
- 前までは施設別の例えば、A施設で何々が出た。何々と何々と何々はA施設だったとかというようなのがあったと思うんですが、今回はその表がないんです。そうすると例えばA施設であれば、犬11、猫5を管理していて、そこからどれだけの検体を検査して、何が幾つ出たかというのが全くわからない表なんですね、これだと。例えば、ジアルジアが15出ているんだけど、これが各施設にばらけて2つつぐらい出ているという状況と、例えば、Hの施設で15出たというのでは全くその意味合いが違ってきます。施設ごとの詳細というのは基本的には余りオープンにはしないということでしょうか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 すみません、特にオープンにしないために出していないということではなく、昨年度もこの形でお出ししていたのですが。
- 今岡委員 昨年度もなかったでしょうか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 なかったのも、そのままの更新みたいな形で作ってしまったんですが、もちろん野帳のほうでは施設別の内訳等をわかっておりますので、もちろん出すことはできるので。
- 今岡委員 その過去のものを見てみると、確かに管理動物は書いてあるけれども、その検体数がないんですね。例えば、A施設で何検体をやったとか、Bで幾つをやったとかというのがなくて。これは多分過去のいわゆる表2も全体図は出ているけれども、そこで何頭やったのかというのが出てこない。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。
- 今岡委員 例えば、H施設で5頭やって、ジアルジアが5出たみたいな話になると、残りの23も危ないんじゃないかという、残りの18も検査したほうがいいんじゃないかというような話が出てきたりするんで、そのあたりはオープンにするしなは別としても、データをみて、残りのものも検査をしたほうがいいのかどうかという判断を

されたほうがいいかなという気はします。

○貞升座長 恐らく今岡先生がおっしゃっているのは、ジアルジアであれば、15検体から取られているということに関して、それが集団なのかどうなのかという認識ということだと思いますので、公開、非公開は置いておいて、その辺が集団なのかどうかというのは、現状ではちょっとわかりませんかね。ばらばらと出ているのかとかというところがもしご確認できればありがたいですが。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今、野帳は手元にありますのでわかるんですが、どうしましょうか。

○貞升座長 ではその間、ちょっと違う質問を私のほうからさせていただいて。

ジアルジアのほうで血清型が全てC、D、Fのいずれかという形で書かれているんですが、この辺、事務局から若干説明があれば、よろしくお願いします。

○健康安全研究センター微生物部研究員 ジアルジアの型ですが、人に感染する型としてはA型が多いと言われているんですが、今回出たのは犬からC、D、これも犬からよく出る型で、Fというのが猫から出る型で、それぞれ犬にはC、Dのものが、猫からF型と言われて、これらは人への感染は稀と言われている型だという結果になっております。

○貞升座長 ありがとうございます。

そのほか、ちょっともう一点、先ほどの展示のほうでは、EHECが出ていたと思うんですが、こちらの販売業のほうではETECとEPECが出ていますが、その辺の追加説明をついでにと言っては申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 追加説明というのは具体的に何を説明すれば……

○貞升座長 すみません、EPECとEHECとETECの違いですね。お願いできますか。

○健康安全研究センター微生物部研究員 病状的なものも言ったほうが。検査の内容みたいなところ。

○貞升座長 それもお願いします。

○健康安全研究センター微生物部研究員 定義というか、ETECのほうはLT、ETECはPCRの検査で易熱性毒素のLT毒素と、あと、耐熱性毒素のSThとSTpの3項目をPCR検査をしまして、そのいずれかにかかったものをETECとして、ETEC毒素原性のほうですね。EPECの腸管病原性のほうに関しましては、eaeとbfpという病原因子をもとにして、その両方が陽性になったものをEPECとして起こさせてもらっております。

○貞升座長 いずれもVT、ベロトキシンはもっているということでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部研究員 ベロトキシンをもっているそれはEHECになりますので、今回EHECはゼロだったということになります。VTをもっているものは検出されませんでした。

○貞升座長 VTをもっていない、EPECとETECはもっていないということですよねですか。

○健康安全研究センター微生物部研究員 そう定義として、VTをもっているのはEHECとして報告するとなっております。

○貞升座長 なるほど、ありがとうございます。

まだ、若干時間が必要かもしれませんが、よろしいですか。よろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 すみません、ペットショップのほうの検体数と検査結果のあたりの関係ですが、どうしましょう、数字が必要ですか。

○今岡委員 数字じゃなくて結構です。例えば、陽性例が検査結果のうちの50%以上を占めたとかというようになってくると、やっぱりそういうところは問題なのかなと思うんですけども、そういう施設があったかどうかでいいです。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 わかりました。ありますね。施設、例えばEで言いますと検査数が13検体中ジアルジアが5検体とか、ちょっと高率に出ている施設はあります。ただ、ジアルジアもこの5検体のうちCが1、Dが三つ、Fが一つという感じで、ばらけてはいますね。

あと、例えば施設Dですと、検体数が10検体なんですけど、ジアルジアは4検体。割と高率な検出率。ただし一つがCで、三つがDという形です。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○今岡委員 そう考えると出る施設と出ない施設が、割と今回は分かれたという形ですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、はい。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか、佐藤委員。

○佐藤委員 関連ですけれども、この群管理と個別管理というのは、施設によって違うようなんですけれども、群管理のほうが出やすいという傾向はなかったんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 群管理と個別管理の両方があるのがBとFですけど、そうですね、どうでしょうね。BもFもジアルジアは出ているのですが、それが個別管理と群管理の違いなのかというところは、表を見ただけでは何ともいうところです。

○貞升座長 数がとりわけ多く出ているわけではないということでもよろしいんですよね、そうすると。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね。Fは、多いんですが、例えば、個別管理のDでも、ジアルジアは10検体中4検出していたりしますので、単純に個別と群の違いだけなのかどうかというところは、もうちょっと詳しく実態を調べてみないとわからないところですね。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

どうぞ、源委員。

○源委員 参考までに教えていただきたいのですが、EHECの遺伝子型があればEHECになるといふことなのでは、実際にペロ毒素を産生しているかどうかというのは、培養して検査してみないとわからないと思われまふ。そこまで検査されているのでしょうか。

あと、遺伝子型をもっていたら、ほぼ100%発現して、表現系として(毒素を)産生し得るのか、もし、わかっていたら教えていただきたいです。

○健康安全研究センター微生物部研究員 販売業のほうはEHEC今回出なかつたのですが、展示業のほうでEHECが出ているのですが、最初の1日目の検査のものは、菌分離まで行いまして、毒素産生の菌株を特定して、その毒素産生試験まで行ってEHECを確認しております。再検査以降は、増菌液のPCRの結果をもつて判定しております。菌分離まではちょっと行っていないという検査法になっております。

○源委員 わかりました。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 今年度からは培養も行っているんですけども、昨年度まではPCRの陽性をもつて陽性というように判定してりました。今年では分離培養まで行っています。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 いいですか。前回のときにも、少しお伺いしたんですけども、この体調異常が3頭から出ていて、そのうち猫1頭は皮膚が荒れていたということでしたが、ここからの皮膚糸状菌は取れなかつたというご報告を受けたんですけども、犬のフケ、あるいは犬の軟便というものから病原体が取れたのかどうか。つまり、このご報告の中で症状と病原体の関係がわかるように示していただけるとすごくありがたいんですけども、そこを含めてご報告と、それからお願いをしたいと思ひます。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 すみません、毎度、指摘されていることで書き方は改良していきたいと思ひます。

今回、犬で便に不良があつたものですが、こちらの便からは病原体は検出されておひません。それから、皮膚のほうに不良があつた2検体ですね、こちらからは皮膚糸状菌は取れていません。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、今岡委員。

○今岡委員 ふれあい展示のほうにいてもいいですか。

○貞升座長 どうぞ。

○今岡委員 ふれあい展示の今回は、動物園A、動物園Bとも検査した頭数、これは検査

した頭数がそれぞれ3、2、1と4ということですよね。そう考えると検査したものがアルパカ1頭を除いて全て陽性になってきているわけなんですけど、例えば、この動物園AとかBというのは、これ以外には動物はいないわけでしょうか。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ふれあい展示に供していない動物はいます。
- 今岡委員 同じヤギとかヒツジですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ではありません。ほかの種類で。
- 今岡委員 これヤギ、ヒツジでそれぞれ陽性が出たときは、その後は、しばらく再検査で陰性になるまでは、ふれあい展示からは外しているわけですよね。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 どちらの動物園も自主的な措置として、ふれあいには供さないということで、管理をしていました。
- 今岡委員 あと、従業員の方の健康のモニタリングはどうなんですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 調査の際に、従業員の方の健康状態等もお聞きしているんですが、特段の異常は認められておりません。
- 今岡委員 ありがとうございます。
- 貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

- 佐藤委員 A施設もB施設も治療に関しまして、全頭治療開始というふうなことが書かれているんですけども、これは陰性個体も含めて全部やっちゃったという意味ですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 そのような意味です。
- 佐藤委員 昨年度もやはり陽性が出た場合に全頭治療したという報告があって、これ抗生物質の乱用につながるんじゃないかという指摘をしたんですけども、これも向こうの施設に自主的に任せているということなんですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 前回、ご指摘をいただいたときに、既に実は今回ご報告している30年度の調査が終了してしまっていて、今年度については、全頭治療じゃない形でやっていこうということで動物園のほうとも話をしているところです。
- 佐藤委員 すみません、平成29年度の調査のときに、全頭治療したというお話をお伺いして、それについて意見を申し上げたような記憶なんですけれども。その前もこの展示施設で陽性が出た場合は、全て陽性個体は隔離して行うんですけども、陰性個体についてもそういったもの、治療を一律に全部行ったということなんですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 そういうことです。
- 貞升座長 多分、前回出てきた議論に関しましては、この資料をもとに議論されたということですよね。その結果なので、当然、前回と同じことになってしまうんですけど、今年度以降に関しましては、もう少し力を入れて、そういったことがないような形で指導していただければということだと思うんですけども。

あと、一つ確認なんですけれども、ふれあい動物の施設というのはガイドラインにはそこまでは書いていないという理解でよろしいんですよね。全頭やれとは書いているわ

けじゃないんですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 全頭やれとは書いていないです。

○貞升座長 書いていないですね。ありがとうございます。

佐藤委員のご指摘もありますので、その辺を今年度は、もし出たときには、可能で割ればそういった指導も、という形をと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

例えば、エンロフロキサシンを投与しているんですけども、味澤委員、この辺に関してコメントか何かございますでしょうか。一応、薬剤耐性感受性試験では全部薬剤耐性はないんですが。

○味澤委員 私が知っているのは人なので、人だと多分症状がなければ予防投与はしないと思います。人だとよく手を洗いなさいというようなことです。動物だから手を洗っていただけないので、やむを得ないのかなと思います。予防治療をしても効きが悪いというのは、注射をしているせいなのかと思います。人だと通常飲み薬で治療しますので、普通は大腸菌ですから、非常によく効きます。でも動物ですから人とは違うということはないかと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 すみません。この検討会では、抗生物質の乱用につながるような治療の方法について提言をするとか、そういう立場ではないんですか。ただ調査するだけですか。

もしこれがまかり通る話だったら、何も調査なんかする必要はなくて、定期的に毎年1回とか、このエンロフロキサシンをやって、除菌治療をやってればいいわけですよ。何かそういう乱暴な話になってしまうような気がして、余り科学的じゃなくなっているんじゃないかと思うんです。

○貞升座長 もともと、私が存じ上げているこの会としましては、動物への感染症が人への感染源になっているかどうかというところで、ふれあい施設は、お子さんがかなり動物をさわることがございまして、そこから調査が入ってまして、恐らくだから事務局の方はおっしゃいませんけど、治療までの指針まではなかなか言えなくて、抗生物質を使ってくれるところもあれば、整腸剤しか使ってくれないところもあるので、多分、今までその辺に関しては踏み込んでいなかったところだと思うんですけども。

この辺、何かご意見とか、方針とか何かございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 治療の方針としては、やはり動物園の自主的な対応として行っているところで、我々が「治療よりむしろ一番大事なのは手洗いです」と言ったとしても、動物園として菌が出た以上は特に完全な個体管理ではないので、全てを治療して一気に叩きたいということであれば、それは自主管理としてそういうやり方もあるのかなと思うんですけども。ただ、動物由来感染症の人への危害への防止とか、

そういう観点からの助言とか指導をする立場からは、こういった今回の調査結果などを使いながら、なかなか全部一斉に治療しても全部きれいになるわけではないんだよというような話はできるので、そういう形で助言等はしていけるのかなと思います。

あと、この検討会については、本日、参考資料2のほうに設置要綱というのをつけているんですが、検討事項というのが、調査・研究事業に関することというふうになっていまして、その結果の扱いとか、その結果を受けてどのように啓発していくのかとか、そういったところまでの助言等は、ここでいただくのは要綱にも叶っていることで、私たちもありがたいことかなとは思っております。

○貞升座長 例えば、治療前にこちらに相談されるということは多分ないと思うんですが、治療後にこういった治療されたということは上がってくるわけですよ。その段階で例えば、陰性の個体への治療は、昨今のAMR対策に鑑みてちょっと自粛していただければありがたいみたいな話は可能ですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 もちろん、可能ですし、いただければ本当にありがたいと思います。特に獣医師の先生と医師の先生、感染症のスペシャリストの先生方に来ていただいていますので、ぜひその辺のご助言はいただければと思っています。

○貞升座長 ある意味、この会でそういう意見が出ましたのでご配慮お願いしますということは多分できると思いますので、その意見をまとめていただいて、そういったことを進めていただければと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 わかりました。

○貞升座長 じゃあ、すみません、資料2のモニタリング事業についてはいかがでしょうか。もしなくても、最後にまた振り返りますので、次にいってもよろしいですか。

では、資料3ですね。よろしくお願ひします。ご説明お願ひします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 動物愛護相談センター城南島出張所の田中です。座らせていただきます。

資料3をごらんください。平成30年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果について説明いたします。

まず、一番目の犬と猫の寄生虫調査です。こちらについては、継続して調査しているものです。

対象及び規模ですが、犬16頭、猫49頭の糞便検査と、犬9頭、猫34頭の解剖検査を行いました。なお、糞便検査は1頭で、日にちを置いて数回検便を行った個体もあるため延べ検体数では犬が17検体、猫は63検体となっています。

表をごらんください。

糞便結果です。今回の糞便検査では、犬16頭からは、寄生虫卵は検出されませんでした。猫の糞便検査では、9頭の猫で寄生虫卵が確認されました。内訳は表のとおりで、回虫卵が8頭から、イソスポラ属が2頭から検出されました。1頭で両方が確認されたものもありました。

解剖検査による虫体確認では、犬9頭からは虫体は確認されませんでした。猫では13頭の猫で虫体が検出されました。これらは全て消化管内から検出されています。内訳は回虫が6頭から、瓜実条虫が10頭から、猫条虫が1頭から検出されていました。複数の種類の寄生虫が確認された個体もありました。

次に2番目の犬と猫のSFTSウイルス抗原モニタリング調査について、説明いたします。

平成30年7月から12月までの期間に、センターで収容管理していた犬10頭の血清と唾液、猫9頭の血清と唾液を検体としました。検査は、リアルタイムPCRによる抗原検査を、健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科でお願いいたしました。

結果は、全て陰性でした。

ページをめくってください。

3番目、猫を用いた新たな脳摘出法の検討についてですが、センターでは、狂犬病対策として脳の摘出、検体採取を行っています。より簡便で安全、確実に検体を採取する方法について、今日いらっしゃっている佐藤先生の狂犬病臨床研究会及び国立感染症研究所獣医科学部のご助言・ご指導のもと検討してきました。

平成30年4月から31年3月までで、猫25頭を実施しました。従来は、開頭、頭を開ける際はノコギリを使っていましたが、今回は器具としてニッパーを使用するやり方を検討しました。その結果、小型の動物が対象であれば、ノコギリよりも簡便で安全に開頭作業が可能であると考えられました。

なお、2番目のSFTS調査と3番目の脳摘出方法の検討につきましては、今年の3月に行われた動物愛護相談センターの調査研究発表会で結果報告をしました。また、ニッパーを用いた脳摘出方法の検討については、公衆衛生獣医師協議会でも発表をしています。今後もさらに改良に向け検討をしていくところです。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

一旦ここでとめさせていただきますので、資料3に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

今岡委員、どうぞ。

○今岡委員 すみません。2番のSFTSの検査なんですけれども、“ウイルス抗原モニタリング”でいいんでしょうか。これはウイルス遺伝子検出であって、抗原を検査しているわけではないと思います。ですから、方法のところもリアルタイムPCRによる特異的遺伝子検出になると思うんですが。

○貞升座長 文言の整理だと思います。今岡委員のおっしゃるとおりだと思いますので、遺伝子の検出という形に修正していただけるといいかなと思います。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。

○貞升座長 健康安全研究センターからは何かございますか。これに関して。よろしいで

すよね。じゃあ、ウイルス遺伝子モニタリング調査でお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 ウイルス遺伝子モニタリング調査。はい、ありがとうございます。

○貞升座長 リアルタイムPCRによるモニタリング調査という形で、よろしくお願ひします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 このSF-TSの検査をした対象となった動物たちに何かの症状というのはあったのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 今回の対象とした動物については、特に症状はありませんが、私の今持っているデータでは入っていません。多分センターに入ってきた状況によっては何かしらの症状があったのかもしれませんが、その後は健康な状態になっています。

○佐藤委員 そうすると調査対象というのは、特別に症状があるものに重きを置いたものではなくて。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい、今回はそうです。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次の資料の説明をよろしくお願ひします。また、後ほどでも構いませんので、よろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、タブレットを進めていただいて、資料4の説明に入りたいと思います。

こちらは平成30年度狂犬病調査結果になります。厚労省の実施要領に基づきまして、都においても犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。

1の検体採取日等については、ごらんのとおりなんですけど、犬でC群、タヌキでB群とか、C群とかB群とかいうところがあるんですけど、これは何かといいますと、その下に表がありまして、A群、B群、C群それぞれ書いてあります。A群の犬というのは狂犬病の届け出があったとか、センターで咬傷犬として収容されて検診期間内に死んだとか、センターに収容され狂犬病を疑う症状を示して死亡した犬など限りなく怪しい犬です。

野生動物であれば、咬傷事故を起こした後に捕獲され、致死処分された野生動物ということで、こちらのA群というのは公衆衛生の見地から確実に検査を実施する必要がある動物ということになります。

今回、調査したのはB群のタヌキとC群の犬ということになっていまして、それぞれごらんになってください。

調査実施機関ですが、犬については、検査は狂犬病ウイルスの遺伝子検査を健康安全研究センターのほうにお願いをしています。

次のページにいていただいて、野生動物に関しては、検査は狂犬病ウイルスの遺伝子検査と抗原検査を健康安全研究センターのほうにお願いをしています。

3の調査結果については、表1のとおりでして、いずれも陰性でした。犬ではPCRをやって陰性、タヌキについてはPCRと蛍光抗体法をやって陰性でした。

野生動物ですが、今年はタヌキに限らずアライグマですとか、ハクビシンですとか、有害鳥獣駆除にかかってきた動物も対象にして検査をしてみたいなどは思っております。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

狂犬病の検査結果ということで、犬2頭、タヌキ2頭の検査でPCR陰性と、蛍光抗体のほうで陰性という、2例についてはそういう結果が出ているということでございます。

ご質問、コメント等はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、資料1から資料4を含めて、先ほど言い忘れたというようなことが、もしございましたらどうぞ。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見がないようですので、事務局はただいまの検討内容を踏まえまして、調査結果の取りまとめやホームページの掲載等の対応をよろしく申し上げます。

それでは、議第2に移らせていただきたいと思います。令和元年度動物由来感染症調査計画について（1）から（4）までの事項を事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、続きまして、タブレットで資料5のほうをごらんください。

令和元年度における動物取扱業における動物由来感染症調査計画になります。

こちら資料5の次に、別紙の1、2というのがついていまして、別紙の1が販売業、別紙の2が展示業ということで、平成30年度と同様の調査計画となっております。

ちょっと行ったり来たりしてすみません。資料5を進めていただいて、別紙の1を開いてください。

「販売」ペットショップにおける調査計画ですが、こちら平成30年度との違いはございませんので、見ていただければと思います。

別紙の2のほうを開いていただいて、こちらですが、平成30年度と基本的には一緒なんですけれども、先ほども委員の皆様からご助言がありましたとおり、陽性時の対応につきましても、全頭治療ありきではなく、手洗いの啓発等含め、助言をしていきたいと思っております。その関係で、今年は手洗いの啓発ポスターを作成予定でして、後ほど、そちらについてはご紹介をさせていただきたいと思っております。

別紙2の次のページを開けていただいて、10番の検査結果の取り扱いですが、この結果につきましては、こちらで報告してさまざまな検討、助言をいただくほか、(2)の動物取扱業への情報提供として、今回の対応ですとか、そういった部分について、自主管理の推進のために紹介をしていく予定です。

取扱業に関する説明は以上になります。

続きまして、資料の6をごらんください。

こちらは、令和元年度による動物病院における由来感染症のモニタリング事業計画になります。モニタリングとサンプリングの二本立てというのは変わりませんで、モニタリングの項目等についても30年度と変わりません。それぞれの項目について指定動物病院での診断の結果をご報告いただくような形です。

次に進めていただいて、サンプリング調査なんですけど、今年度サンプリングの項目を変えております。検査項目をコリネバクテリウム・ウルセランスとしまして、現在調査を進めているところです。

こちらですが、指定動物病院の定点6病院において、飼い主さんから了承を得られた犬及び猫の鼻汁の拭い液を採っていただいて、民間の検査機関に送っていただき、分離検査法でコリネバクテリウム属が陽性となった場合に、その菌株を健康安全研究センターのほうで確定検査し、ウルセランスの同定をするというような流れになっています。今のところコリネ属が採れていないということです。

- 貞升座長 健康安全研究センターから何かご意見はありますか。進捗状況がもしあれば。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 進捗状況は、コリネ属の検体が大体11回全部で送る日を決めているんですけどよね。その中で3回終わったところであるんですけども、1検体たりとも届かないので、ちょっと作業ができないのもそうなんですけど、今ちょっと困っているところではあるんです。
- 貞升座長 まだ来ていないということですね。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 はい。事前には何かコリネは80検体ぐらいは採れるというような情報をいただいていたはずが、今どうして、このような全く検体がない状態になっているのかというのは、何か可能性があればご提示いただけるとありがたいんですけども。
- 貞升座長 一応、コリネバクテリウム・ウルセランスに関しましては、皆さんご承知だとは思いますが、ジフテリア菌もコリネバクテリウム属の菌で、ジフテリア毒素をもつものがジフテリア菌なんですけど、コリネバクテリウム・ウルセランスの中でジフテリア毒素遺伝子をもつものがあるということで、近年かなり問題になっているところがございます。目下動物調査事業のサンプリング調査に加えたという次第です。加えたんですけど、今のところ定点の病院からは検体、菌株が送られてきていないという状況なので、まだ3回なので、とりあえず今年1年はそれでいく予定だと思うんですけども。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 検出率が高いかもしれないという前情報は、民間の

検査機関で何らかの病変があるものが検体が送られてきている中で、コリネ属は結構採れるよというような話でしたので、今回、特段の症状がないものもサンプリングの対象になっているというのもあるのかもしれませんが。まだ1年ありますので、1年間サンプリングを続けていきたいと思っておりますが、もし、余り結果が出ないようだったら、ちょっとこれはもう少し続けたほうがいいのか、それとも検体項目を変えるとか考えてもいいのかと、その辺の逆に助言もいただければと思います。

○貞升座長 いかがでしょう。一応ここで切らせていただいて、別紙1、別紙2含めまして、今年度の調査計画に関しまして、ご質問、コメント等、ございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私の記憶が違っているのかもしれませんが、今回の鼻汁を取るというものについては、対象はあくまでも症状があると、何らかの症状を示している個体に限るというふうに、ちょっと記憶していたんですけれども、何でもいから出すというのではなかったように気がしますが。

○貞升座長 基本、検査会社で検査をして、コリネバクテリウム属が分離されたら搬入するというので、多分間違いないと思うんですけど、恐らく検査会社に回っているものは、コリネバクテリウム属が出たら全て健安研に送るというお約束かと思えます。

○佐藤委員 ですから、今、事務局のほうでランダムにとったというので、陽性率が低いんじゃないかというご見解でしたけれども、この調査をお聞きしたときに、たしか症状があるものというふうにも聞いたような記憶だったんですが。記憶違いだったらごめんなさい。症状は可能性でいくと、治らないとかですね。難治性の鼻炎を起こしているとか何か、そういうようなものを対象にするというようなことだったような気がするんですが。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 すみません、ちょっとそこ大事なところなんで、確認はするんですが、現在、先生方から検体に出したものの詳細の個票を見させていただくと症状のないもの、あるものまじってまして、どちらかという症状のあるもののほうが少ないようだったので、ちょっとこちらは再度確認して。

○貞升座長 恐らく多分、佐藤先生がおっしゃっているのは、症状がないのをセレクションしているのかどうかということだと思うので、セレクションしているわけではないということですね。こちらの事務局のほうから、症状のないやつを検査しろと言っているわけじゃないということですよ。検査会社に送っているその検査の検体は、病院から送られてきたものを検査しているのであって、症状がない人を検査しろと言っているわけじゃないということですよ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、そうです。それで、この検査を始めるときにお願ひしたのは、この調査のウルセランスの同定の結果は出るのが遅くなりますので、ウルセランスを疑って検査にもし出されたとしても、診断の代わりには使えないのでということはお話ししましたので、明らかにひどい風邪をひいている鼻水じゅ

るじゅるとか、そういうものは、もちろん対象にするなという意味じゃないんですけど、先生方の診断としては使えませんよというお話をしました。ですので、健康なものに絞ってやってくださいとか、そういう話ではなかったかと思います。

○貞升座長 あくまでモニタリングなので、事務局の説明も問題ないと思うんですけども。ですから、ほかのモニタリングでも人の感染症発生動向調査もそうですし、診断のかわりにはなりませんよというのは、結果として時間がかかる場合がありますので。それはそれでシステム上しょうがないかなと思います。だから、それで結果で見ると、症状がないものも含まれている可能性があるという理解でいいんですよ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そのとおりです。

○貞升座長 ほかに何かいかがでしょうか。

よろしいですか。では、次のご説明をよろしくお願いします。動物愛護センター動物由来感染症調査計画についてのご説明をお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 動物愛護相談センターの田中です。私のほうからは、資料7をごらんください。

令和元年度の動物愛護相談センター動物由来感染症の調査計画ということで、一覧表にまとめたものも資料を2回めくとありますけれども、その前の資料7の頭のほうでお話をさせていただきます。

目的は資料7にあるとおり、都内の動物由来感染症の動態把握のため。また、結果を都民や取扱業者さんに還元することによって、感染症の発生防止を図り、都民の安全確保、飼い主や動物取扱業者の適正な動物飼養管理等の一層の充実に資するというものです。

調査項目ですが、まず1番目の犬と猫の寄生虫調査を今年も継続して行います。

調査規模といたしましては、犬10頭、猫100頭を予定しています。

方法につきましては、昨年度と同様、糞便検査と解剖による心臓及び消化管の寄生虫の調査で、動物愛護相談センター城南島出張所で実施します。

次に2番目の犬と猫のSF T Sウイルスですけれども、資料は先ほどの今岡先生のアドバイスのとおりで、遺伝子検出という形で修正させていただきます。これを今年度も継続して行います。

現在のところSF T Sウイルスに感染した犬や猫が都内で発見されたという報告はありませんが、都内のSF T S感染リスクの把握を目的として、センターで収容管理している、今年は負傷動物も含めて、犬10頭、猫20頭を対象として調査を継続します。

検査方法については、健康安全研究センターに依頼し、ご協力いただくことになっています。

3番目の猫等を用いた新たな脳摘出法の検討です。

今年度の国立感染症研究所の獣医科学部第二室と狂犬病臨床研究会のご助言・ご指導をいただきながら、より安全に簡便の方法で脳を摘出する方法の開発・検証を継続して

行いたいと思っております。

今年度の調査項目は以上の三つになります。これらの結果につきましては、都民や動物取扱業への動物由来感染症発生予防の普及啓発に活用するとともに、動物愛護相談センターが開催する調査研究発表会で報告をさせていただきたいと思っております。

また、内容を精査しまして、公衆衛生獣医師協議会など、外部発表についても検討を行っていきたいと考えています。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

資料7に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。いかがですか。

基本、今年と同じで、件数がちょっと増えるという理解でよろしいんですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。

○貞升座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

そうしましたら、じゃあ次の狂犬病に関しまして、今年度の調査計画をよろしく願います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料8をごらんください。

では、元年度狂犬病調査計画になります。

こちら基本的には、平成30年度と同様に行っていきます。ただ、野生動物につきましては、先ほども申し上げましたとおり、タヌキに限らずアライグマやハクビシンなども対象としていく予定です。

調査内容、調査対象等、表をごらんください。

調査規模のところですけども、まず、犬についてA群というのは先ほども申し上げましたとおり、とても危険度の高いものです。これについては、それが出る都度、随時、緊急に行っていくものです。恐らくA群が出なければ、B群及びC群ということになるのかと思いますが、こちらについて5頭程度できればいいなと思っております。

2番の野生動物についてですが、こちらA群について、もし出なければ随時、緊急でやっていますが、B群及びC群について2頭程度予定しております。

調査実施機関は、30年度と変わりません。健康安全研究センターにおいて、狂犬病の確定検査のほうをお願いします。

5番の検査方法ですが、遺伝子検査法による狂犬病ウイルス特異遺伝子の検出、または蛍光抗体法による抗原の検出というところで確定診断をしていただきます。

3の調査結果の取り扱いですが、こちらは、実施要領に基づきまして、結果は国に報告します。また、こちらの検討会のほうでもまた実施状況を報告させていただきます。

4番の陽性時の対応ですが、もし陽性だった場合は、狂犬病予防法に基づく届け出や報告、また国のガイドライン2013に準じて、最終的に積極的疫学調査の部分まで行って、清浄化までの対応をしていくということになります。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、令和元年度狂犬病調査計画に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

一応、今年度は前年度と違って、ほかの野生動物がもし手に入ればやるというところがちょっと違っている点だと思うんですけども。

いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 今年度は、野生動物をタヌキ、アライグマ、ハクビシンなどに広げたいというお話でしたが、しかし、頭数は2頭と書いてあるので、広がっていない感じがするんですけど。3頭とかですね、ならないのかなと思ひまして。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物種は広がったんですけども。どうしても野生動物に関しては捕獲したものを入手するというところで、他局、環境局とのかかわり等もありまして、いつでもちょっと調査できるという、今そういう体制ではないので、どうしても限られた期間だと、ちょっとこの程度になってしまうのかなというところですよ。

○佐藤委員 タヌキ、アライグマ、ハクビシンを私は全部やったことはないんですけども、動物種によって、脳頭蓋の形状とか結構特徴があって、バリエーションがあると思うんです。ですから、むしろこういうふうに広げたいというお考えでしたら、開頭の方法も含めて、積極的に検討されるのがいいかなというふうに感じます。

○貞升座長 コメントということだと思うんですけども、恐らく頭の大きさが違うので、術者の安全のためにも、そういったことの調査を含めて、ご検討していただいて安全な感じで進めていただければなということだと思います。

ほかにご意見、コメント等ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、全体を超えてでも構いませんが、よろしいですか。今年度の計画にしまして。

では、ほかにご意見がないようですので、事務局はただいまの検討内容を踏まえまして調査を実施、よろしくお願ひします。

それから、事務局から、その他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、動物園の調査のときにちょっと触れさせていただいたのですが、ポスターを今年作る予定です。参考資料の4をごらんいただけますでしょうか。委員の皆様のお手元のほうに印刷したものをお配りしております。

こちらですが、東京都獣医師会の佐藤先生にもご協力いただいて、監修をいただいて、作成したのになります。

○貞升座長 これは、先ほどのふれあい動物施設のAとか、Bとかにも配られるという理解でよろしいんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○貞升座長 佐藤先生、ありがとうございます。

これは、全部の動物園に配るという理解でよろしいんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ふれあい展示をしている動物園、取扱業の登録をしている動物園のほうに配布したいと考えています。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

一点、すみません、数年前の調査事業の報告を獣医師会雑誌か何かに投稿していて、載りそうだというお話があったんですが、その辺の進捗状況はいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 受理はされたのですが、掲載号についてはまだ決まっていないようで、まだ知らせが届いておりません。

○貞升座長 多分、かなりもともと分厚い資料があって、この会議でのそれを薄くするかわりに、投稿するという話で進めていったような記憶があるんですが、なかなか受理が大変なので、恐らくその辺が難しい状況があると思うんですけど、何か代案か何かございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 健康安全研究センターの研究年報というところに、研究センターの職員でなくても共同研究であれば、投稿ができるという規定に今年からなったということで、そちらに投稿を準備しているところです。

○貞升座長 ありがとうございます。

健康安全研究センターの横山科長、何かコメントありますか。

○健康安全研究センター微生物部研究科長 この研究年報は、ネットで誰でも見ることができますので、もしよければいろいろところで広めていただければありがたいと思います。

○貞升座長 では、よろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 次の話題ということで、もう一点、情報提供がございまして、こちらもちのほうに参考資料5として印刷して置かせていただいておりますSFTSの発生についてという東京都のプレス原稿になります。

こちらは人での発生だったのですが、都内において初めてSFTSの患者の発生が報告されたということで報道発表をしているものになります。患者さんの推定感染地等がこちらに載っているということで、この報道があった後、ペットに関しても、ペットは大丈夫ですかとか、ダニがついていたらどうしたらいいですかといったような問い合わせが若干動物のほうにもありました。

○貞升座長 これに関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

健康安全研究センターの長島さん、何かありますか。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 今回の症例は遺伝子検査で陽性となりました。国立感染症研究所において、SFTS ウイルスの遺伝子型を8種類に分

類していますが、今回検出されたウイルスは J1 株でした。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

この件に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

一応、数年前ぐらいから山間部のダニを含めて、健康安全研究センターで調査しているんですけども、ダニからはほとんどというか、全く検出されない状況で、今回初めて東京のダニとは無関係で、患者発生が報告されたということです。

また、この間の感染研の前田先生のお話ですと西日本ではかなり患者さんが出ていて、西日本では犬・猫等からも検出されることがあるということで、動物由来感染症としてだんだん重要になってくるかもしれませんし、このままないのかもしれませんが、注意は必要かなと思っております。

この件に関して、それ以外にありますか。よろしいですか。

今岡委員、どうぞ。

○今岡委員 感染研と、あと獣医系の大学が幾つかで、動物病院さんのほうから S F T S 様の症状を出した犬や猫の検査をしていて、今までに猫で 1 2 0 を超える陽性例があったということです。

あと、開業されている動物病院の先生方や、あとは、動物の取り扱いの補助をされている、いわゆる動物看護師の方々が感染するというケースも報告されています。東京都は今のところはまだ S F T S は入っていないようですけれど、気をつける必要があることかなと思います。特に、地方、西のほうへ犬や猫を連れて行ったというケースがあれば、その動物病院さんでも、そういうことは頭に入れておく必要があるかなと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに何かコメント等、ご質問等ございますでしょうか。全体を通して構いませんので、いかがでしょうか。

よろしいですか。

本日は委員の方々から、さまざまなご意見、ご要望が出されました。ありがとうございました。事務局は、本日の意見を参考にさせていただいて、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討はこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回の検討会は、本年度の調査結果についてまとめたものなどをご報告させていただきます。

開催の時期につきましては、来年の 2 月ごろを予定しております。また、日程につきましては、できる限り早目に事務局より調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で閉会といたします。

(午後 3 時 2 6 分 閉会)